

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 45 件

厚生年金関係 45 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係るA社における標準報酬月額を、平成14年2月から同年9月までは26万円、同年10月から15年1月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成15年2月26日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年2月1日から15年2月26日まで
② 平成15年2月26日から同年10月28日まで

「ねんきん定期便」の記録では、A社に勤務していた期間について、平成14年2月より前の標準報酬月額（26万円）と比較して、同年2月以降の標準報酬月額（9万8,000円）が減額されているが、給与支給額が下がった記憶は無い。

また、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が平成15年2月26日と記録されているが、同年10月まで勤務していた。

両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成14年2月から同年9月までは26万円と記録され、同年10月の定時決定により、同年10月から15年1月までは28万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年2月26日の翌日の同年2月27日に、14年2月に遡って標準報酬月額が9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主及び役員のうちの一人名についても申立人の減額処理日と同日の平成 15 年 2 月 27 日に、12 年 2 月に遡って標準報酬月額が減額処理されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間①において給与の引下げは認められない上、厚生年金保険料は遡及訂正前の標準報酬月額に基づいて控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当該訂正処理前の標準報酬月額の記録から、平成 14 年 2 月から同年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 15 年 1 月までは 28 万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②については、A社は、前述のとおり既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、閉鎖商業登記簿謄本により法人事業所として存続していたことが確認できる上、雇用保険の被保険者記録において、申立人及び同僚 4 人の被保険者記録が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されるどころ、申立期間②のうち、平成 15 年 2 月については、申立人が所持する給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、平成 15 年 2 月の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所ではなくなった届出を行っていたと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、同年 2 月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成 15 年 3 月 1 日から同年 10 月 28 日までの期間については、前述の給与明細書により当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認でき、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、平成 15 年 3 月 1 日から同年 10 月 28 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 14 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。

事業主は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 14 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、A 社が提出した平成 14 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料額を控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、前述の源泉徴収簿から推認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成14年8月1日から同年9月1日までの期間については、前述の源泉徴収簿から推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該源泉徴収簿において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年11月1日から8年1月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から8年6月1日まで

平成7年11月1日から8年5月までA社に勤務していたが、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額（30万円）より低い額で記録されている上、8年1月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。同事業所には、同年5月まで勤務していたので、勤務期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めるとともに、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成7年11月及び同年12月については、オンライン記録において、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、資格取得時（平成7年11月1日）に20万円と記録されていたものが、同年12月27日に30万円に訂正された後、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成8年1月31日）の後の8年4月25日付けで、7年11月1日に遡って、12万6,000円に減額処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚等の標準報酬月額も、申立人と同様に、平成8年4月25日付けで7年11月1日に遡って減額処理されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の元上司は、「申立人の給与は、手当を含めた固定給で、最初20万円としていたが、生活するのに大変だろうと思い、私と社長で30万円に決めた。」と供述しているところ、前述のとおり、オンライン記録において、当初、被保険者資格の取得時（平成7年11月1日）に20万円であった申立人の標準報酬月額が、平成7年12月27日付けで30万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間において、平成8年4月25日付けの標準報酬月額に係る記録訂正が有効なものとは認められず、申立人の標準報酬月額は、8年4月25日付けの遡及訂正前に事業主が社会保険事務所に届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立人は、A社に平成7年11月1日から8年5月まで勤務したと主張しているところ、申立人に係る雇用保険の被保険者記録では、7年11月1日に雇用保険の被保険者資格を取得し、8年5月31日に離職していることが確認できる上、前述の元上司は、「私も含めて、平成8年1月で全員が厚生年金保険の被保険者でなくなった。申立人は、同年8月又は同年9月頃まで残っていた。社会保険労務士が関与していたが、同年1月頃、会社が事実上解散状態になり顧問料も支払えなくなったので、事務処理を早く終わらせるため、適当な時期に申立人に係る雇用保険の手続を行ったと思う。」と供述していることから判断すると、具体的な退職時期は特定できないものの、申立人が少なくとも申立期間において勤務していたことが推認される。

しかしながら、オンライン記録では、A社は、平成8年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨記録されており、同日までに全被保険者が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「平成8年2月頃、当時の社長が経営を辞めてB県に帰り、その後は他の人が経営を引き継いだ。」と供述しているところ、登記簿において、申立事業所は平成8年3月にB県に移転する旨記載されていることが確認できる。

さらに、申立人の給与振込銀行口座の記録によると、平成7年11月分、同年12月分、8年2月分及び同年3月分の給与の振込元は、「C」と記載されていることが確認できる一方、同年4月分の振込元は「D」と記載されており、申立事業所に係る給与が支給されたことが確認できない。

加えて、平成8年1月から同年5月までの期間について、申立人は、「当該期間は自ら国民年金保険料を納付した。」と供述しているところ、申立人に係るオンライン記録において、当該期間に係る国民年金保険料の納付記録が確認できる。

また、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したが、回答が得られないことから、申立人の平成8年1月から同年5月までの期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について供述等を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成8年1月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、昭和34年10月1日から35年5月1日までの期間は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

申立人の申立期間③のうち昭和43年12月1日までの期間及び申立期間⑤のうち47年4月1日から同年5月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を43年12月は6万円、47年4月は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年10月から35年9月まで
② 昭和39年11月から40年6月まで
③ 昭和43年10月から44年8月まで
④ 昭和44年9月から45年8月まで
⑤ 昭和47年4月から同年8月まで
⑥ 昭和51年9月から52年8月まで
⑦ 昭和53年8月から54年8月まで
⑧ 昭和59年10月から60年8月まで
⑨ 昭和62年10月から63年9月まで
⑩ 平成元年10月から2年9月まで
⑪ 平成2年10月から3年9月まで

⑫ 平成5年9月から6年8月まで

⑬ 平成7年10月から8年9月まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②から⑩までの期間、及びC社に勤務した申立期間⑫及び⑬について、当時の給与明細書を所持しているが、全ての申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額に比べて低い金額で記録されているので、全ての申立期間における標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①のうち、昭和34年10月から35年4月までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、昭和34年10月から35年4月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が得られない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 B社に係る申立期間③のうち昭和43年12月、申立期間⑤のうち47年4月に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、昭和 43 年 12 月は 6 万円、47 年 4 月は 11 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が得られない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 A社に係る申立期間①のうち昭和 35 年 5 月から同年 9 月までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。
- 4 B社に係る申立期間②、申立期間③のうち昭和 43 年 10 月及び同年 11 月並びに 44 年 1 月から同年 8 月までの期間、申立期間④、申立期間⑤のうち 47 年 5 月から同年 8 月までの期間、申立期間⑥、申立期間⑦のうち 53 年 9 月から 54 年 8 月までの期間及び申立期間⑧から⑩までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。
- 5 C社に係る申立期間⑫及び⑬については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。
- 6 B社に係る申立期間⑦のうち、昭和 53 年 8 月については、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和20年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を190円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月31日から21年3月31日まで

A社（現在は、B社）から同社B工場に異動した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る人事記録、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和20年3月31日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、190円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、「申立人の給与からの保険料控除及び社会保険事務所への保険料納付については、事実を確認できる資料等が存在しないため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立事業所における厚生年金保険の資格喪失日は、平成7年10月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年2月から同年9月までの標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年10月1日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、平成7年2月28日となっているが、少なくとも同年9月末頃までは勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚が保管するB協会の従業員名簿及び同僚の供述により、申立人が平成9年10月31日までA社に勤務していたことが推認される。

一方、社会保険事務所（当時）の記録では、A社は、平成7年5月20日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされている。

また、申立人のオンライン記録では、平成7年10月の定時決定に係る処理が同年9月21日に行われているものの、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年5月20日）後の同年10月27日に当該定時決定の記録が取り消されるとともに、同年2月28日に遡って厚生年金保険被保険者の資格喪失に係る処理が行われていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人と同様に、平成7年10月27日に、遡って厚生年金保険被保険者の資格を喪失している被保険者が多数確認できる。

加えて、申立事業所の経理を担当していた同僚は、i) 当時、申立事業所は経営状況が厳しく、厚生年金保険料を数か月分滞納していたこと、ii) 申立事業所を厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続をするに当たって、事業主が

平成7年2月分から同年9月分までの期間において給与から控除した厚生年金保険料を従業員に返金することを決めたこと、iii) 当該保険料を従業員に返金したことを供述しているところ、別の同僚も、当時、申立事業所は厚生年金保険料を滞納しており、遡って厚生年金保険被保険者の資格を喪失させられ、遡った部分の厚生年金保険料は返金された旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない上、申立人について、平成7年2月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた同年10月27日と認められる。

また、平成7年2月から同年9月までの標準報酬月額については、7年1月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を12万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を11万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年12月21日

平成18年12月26日及び19年12月21日にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成18年12月分及び19年12月分の賞与支給明細書並びにA社が提出した18年12月分及び19年12月分の賞与に係る支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、前述の賞与支給明細書及び賞与に係る支給控除項目一覧表により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 12 万円、申立期間②は 11 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 1 日に、事業主から申立人の申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間①及び②において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、それぞれの申立期間当時、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る平成20年7月11日の標準賞与額（12万4,000円）及び同年12月29日の標準賞与額（30万円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間①に係る標準賞与額を12万4,000円、申立期間②に係る標準賞与額を30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月11日
② 平成20年12月29日

平成17年8月1日からA事業所に勤務し、20年5月から23年3月まで育児休業を取得していた。育児休業期間中に支給された賞与について、事業主から賞与支払届が提出されていなかったとのことだったが、23年3月に事業主から遡って同届を提出してもらった。

年金事務所から、両申立期間に係る賞与について時効成立後の提出である旨の説明を受けたが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成20年7月支払分の給料支払明細書、同年12月支払分の給料支払明細書、元帳及び賞与支給金額が記載された所得税源泉徴収簿により、申立人は、同年7月11日及び同年12月29日に当該事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、育児休業等取得者申出書及びオンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を社会保険事務所（当時）に行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届により、

事業主は申立期間①及び②に係る賞与支払届を、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成 23 年 3 月に提出したことが確認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間①及び②当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された所得税源泉徴収簿、厚生年金保険被保険者賞与支払届及び元帳における当該賞与額から、申立期間①については、12 万 4,000 円、申立期間②については、30 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、12 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、11 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、11万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、11 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 21 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、21 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を11万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、11万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、25 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、26 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、26 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 21 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、21 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 13 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、13 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を11万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、11万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 11 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、11 万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、11万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、11万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、11 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 18 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 12 日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、18 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月 12 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和63年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月12日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和48年11月1日から49年1月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から49年10月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、私が所持している昭和49年1月分の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録されていることが分かった。

当該給与支給明細書及び昭和48年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和48年11月1日から49年1月1日までの期間については、申立人が所持する昭和48年分給与所得の源泉徴収票及びA社B支店が提出した厚生年金保険被保険者台帳において推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より高い保険料額を控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに

見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、前述の源泉徴収票等から推認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は、当時の関連資料が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和49年1月1日から同年2月1日までの期間については、申立人が所持する昭和49年1月の給与支給明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年10月1日までの期間については、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与支給明細書等の資料を所持しておらず、A社B支店は、「当時の資料を保管しておらず、不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年12月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年5月から同年9月までは2万4,000円、同年10月及び同年11月は3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月31日から同年12月30日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社（現在は、B社C支店）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、高等学校を卒業した直後にA社に入社し、申立期間においても同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、複数の同僚の供述、並びに勤務場所及び職務内容についての申立人の供述が具体的であることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和45年3月23日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月31日に同資格を喪失したとされている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚を含む、申立人と勤務形態及び業務内容について同質性が高いと推認される複数の同僚は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる上、当該

同僚のうち、申立人と同じ高等学校を卒業し、申立人とほぼ同じ現場で勤務したとする同僚一人が所持する同社に係る給与明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は昭和45年3月23日にA社に係る雇用保険の被保険者資格を取得し、同年12月29日に同資格を喪失していることが確認できるところ、前述の複数の同僚の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、雇用保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人は、昭和45年5月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月以降に3回の標準報酬月額の変更記録が確認できる上、別の被保険者二人についても、当該被保険者資格の喪失日以降に複数回の標準報酬月額の変更記録が確認できることなどから判断すると、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年12月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿において当初記録されていた標準報酬月額の記録から、昭和45年5月から同年9月までは2万4,000円、同年10月及び同年11月は3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

- 1 事業主は、申立期間①のうち、昭和25年8月1日から同年8月7日までの期間について、申立人が同年8月7日にA社本社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
- 2 申立人は、申立期間①のうち、昭和25年8月7日から同年8月8日までの期間、及び申立期間②、③、④、⑤、⑥並びに⑦の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のうち、25年8月7日から同年8月8日までの期間については、A社本社における資格喪失日に係る記録を25年8月8日、申立期間②の同社B出張所における資格取得日に係る記録を26年2月16日、申立期間③の同社C出張所における資格取得日に係る記録を29年4月20日、申立期間④の同社D支店における資格取得日に係る記録を30年3月26日、申立期間⑤の同社C出張所における資格取得日に係る記録を31年6月10日、申立期間⑥の同社E出張所における資格取得日に係る記録を38年3月31日、申立期間⑦の同社E出張所における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、26年2月及び29年4月は8,000円、同年5月及び30年3月は1万4,000円、38年3月及び同年8月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年8月1日から同年8月8日まで
② 昭和26年2月16日から同年3月1日まで
③ 昭和29年4月20日から同年6月1日まで
④ 昭和30年3月26日から同年4月15日まで
⑤ 昭和31年6月10日から同年6月11日まで

⑥ 昭和38年3月31日から同年4月3日まで

⑦ 昭和38年8月28日から同年9月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、全ての申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

複数の支店や出張所に転勤したが、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和25年8月1日から同年8月7日までの期間については、雇用保険の被保険者記録、A社が提出した退職者台帳及び同社の回答から判断すると、申立人が、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、生年月日は異なるものの、申立人と同姓同名の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和23年4月30日、資格喪失日は25年8月7日）が確認できるところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録、雇用保険の被保険者記録、A社が提出した退職者台帳及び同社の回答から当該被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断されるとともに、申立人は、同社本社に係る被保険者名簿で管理されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年8月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

2 雇用保険の被保険者記録、A社が提出した退職者台帳及び同社の回答から判断すると、申立人が、同社に継続して勤務し（申立期間①のうち、昭和25年8月7日から同年8月8日までの期間についてはA社本社から同社D支店に異動、申立期間②は同社D支店から同社B出張所に異動、申立期間③は同社B出張所から同社C出張所に異動、申立期間④は同社C出張所から同社D支店に異動、申立期間⑤は同社F支店から同社C出張所に異動、申立期間⑥は同社G支店から同社E出張所に異動、申立期間⑦は同社E出張所から同社H支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「申立人が当社に継続して勤務していたことは間違いない。当社が保管する退職者台帳に記載されている申立人の異動日は、辞令が発令された日が記載されており、実際の異動日とは異

なる日付であると思われる。」と回答していること、及び前述の退職者台帳に記載された申立人の各申立期間に係る所属事業所等から判断すると、申立期間①のうち、昭和25年8月7日から同年8月8日までの期間については同年8月8日、申立期間②は26年2月16日、申立期間③は29年4月20日、申立期間④は30年3月26日、申立期間⑤は31年6月10日、申立期間⑥は38年3月31日、申立期間⑦は同年9月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和26年2月及び29年4月は申立人のA社B出張所における26年3月及び同社C出張所における29年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000円、29年5月及び30年3月は同社C出張所における29年6月及び同社D支店における30年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万4,000円、38年3月及び同年8月は同社E出張所における同年4月及び同年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の資料が保管されておらず不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和35年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月2日から36年6月1日まで
② 昭和37年8月26日から同年9月1日まで

A社に入社し、昭和37年8月31日まで在籍したが、同社本社から同社B支店への転勤に伴う申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間としての記録が無い。

また、申立期間②については、退職直前の約1週間において有給休暇を取得した後、A社B支店を退職したのは、昭和37年8月31日であったと思うが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年8月26日と記録されている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社が保管する失業保険被保険者転出届受理通知書、失業保険被保険者転入届受理通知書、在籍期間に関する同社の回答などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年10月2日にA社本社から同社B支店に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、異動前のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び異動後の同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によれば、申立人に係

る被保険者資格喪失時（昭和 35 年 10 月 2 日）及び資格取得時（昭和 36 年 6 月 1 日）の標準報酬月額が共に 1 万 2,000 円であることから、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しているが、事業主が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及標準報酬決定通知書」により申立人に係る被保険者資格取得日が昭和 36 年 6 月 1 日であることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 35 年 10 月から 36 年 5 月までの 8 か月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は、「A社B支店を退職したのは、昭和 37 年 8 月 31 日であったと思う。」と供述しているが、C社が保管する昭和 37 年 8 月 28 日付けの社会保険事務所による受付印がある健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書には、申立人に係る被保険者資格喪失日が同年 8 月 26 日、「退職・証返納」と記録されていることが確認できる。

また、A社B支店の被保険者原票には、申立人に係る被保険者資格喪失日は昭和 37 年 8 月 26 日と記録されており、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書及びオンライン記録と一致する。

さらに、C社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 37 年 8 月 26 日となっていることについて、「退職していない者の被保険者資格を喪失させるとは考え難い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成元年1月及び同年2月を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月2日から平成2年5月16日まで

申立期間において、A事業所（現在は、B事業所）が借り上げた住宅に入居し、社宅料は、家賃の一部として給与から控除されていた。「厚生年金加入記録のお知らせ」が届き、年金加入記録を確認したところ、記載されている標準報酬月額には、現物給与額（住居の換算額から社宅料を引いた差額）相当分が算入されていない期間があるので、現物給与額を標準報酬月額に加算し、申立期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成元年1月及び同年2月については、申立人が保管するA事業所の賃金支払控除明細書により、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（38万円）を超える標準報酬月額（47万円）に見合う厚生年金保険料及び厚生年金基金第1掛金の合計額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間において、現物給与額分を加算した標準報酬月額に訂正してほしいと主張しているところ、「現物給与の取扱いについて」（昭和31年8月25日付け保文発第6425号厚生省保険局健康保険課長回答）では、「知事の定める額から本人負担分を控除したものを現物給与額とする。」とされており、現物給与額は報酬額に算入することとなっている。

上記健康保険課長回答に基づき、申立人の借り上げ社宅の場合、「知事の定める額」とは、C地区標準価額単価（昭和62年5月1日現在、1か月1

畳当たり 800 円) に住居畳数 (建物の表示に関する登記の登記事項証明書等により、59.6 畳) を掛けて算出されることになるので、平成元年 1 月及び同年 2 月は 4 万 7,680 円となる。

さらに、控除される「本人負担分」とは、本人が会社に対し社宅の対価として支払っていた家賃等の額を指し、申立人が提出した平成元年 1 月及び同年 2 月の賃金支払控除明細書における「社宅料 (2 万 3,490 円)」がこれに該当する。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申出人から提出された賃金支払控除明細書において確認できる金銭給与額 (平成元年 1 月は 39 万 45 円。同年 2 月は 38 万 6,945 円。) に現物給与額 (2 万 4,190 円) を加算した報酬月額と厚生年金保険料及び厚生年金基金第 1 掛金の合計控除額から判断すると、41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が提出した賃金支払控除明細書に記載されている金銭給与額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録に記載された標準報酬月額及び企業年金連合会が保管する申立人に係る「中脱記録照会 (回答)」に記載された標準報酬給与月額と一致していることから、事業主は、賃金支払控除明細書から確認できる金銭給与額に見合う報酬月額のみを届け出ており、その結果、社会保険事務所 (当時) は、現物給与を含む当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち昭和 61 年 8 月 1 日から 64 年 1 月 1 日までの期間及び平成元年 3 月 1 日から 2 年 5 月 16 日までの期間については、申立人に係る報酬月額は、申立人が提出した賃金支払控除明細書から確認できる金銭給与に前述の当該社宅の現物給与額を加算することにより、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額を上回る可能性がうかがえるものの、当該明細書から確認できる控除された厚生年金保険料額及び厚生年金基金第 1 掛金の合計額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録の訂正及び保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月 2 日から 61 年 8 月 1 日までの期間

については、申立人は、当該期間の賃金支払控除明細書を所持しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和 51 年 8 月 2 日から 64 年 1 月 1 日までの期間及び平成元年 3 月 1 日から 2 年 5 月 16 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年3月1日から21年4月12日までについて、標準報酬月額決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間、及び19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額41万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年3月から20年8月までは41万円、同年9月から21年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年9月1日から21年4月12日まで

日本年金機構の記録では、勤務していたA社に係る標準報酬月額が、記憶している給与総支給額より低く記録されている。申立期間の一部に係る給与明細書及び給与振込額が記載された銀行の取引明細を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年9月1日から21年4月12日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されていることを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。申立期間のうち、平成16年9月1日から19年3月1日までの期間については、本件申立日（平成21年4月16日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年3月1日から21年4月12日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を

適用する。

申立人は、申立期間における標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成19年3月1日から21年4月12日までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年3月から20年8月までは15万円、同年9月から21年3月までは14万2,000円と記録されている。しかし、B区から提出を受けた給与支払報告書の写し、並びに申立人から提出された給与明細書及び給与振込額が記載された銀行取引明細（以下「給与支払報告書等」という。）によると、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間、及び19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額41万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年3月から20年8月までは41万円、同年9月から21年3月までは36万円に訂正することが必要である。

一方、平成16年9月1日から19年3月1日までの標準報酬月額について、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。前述の給与支払報告書等から推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回るものと認められるものの、前述の給与支払報告書等から推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致すると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年5月1日から21年4月12日までについて、標準報酬月額決定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円、19年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年5月から同年8月までは38万円、同年9月から20年8月までは34万円、同年9月から21年3月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から21年4月12日まで

日本年金機構の記録では、勤務していたA社に係る標準報酬月額が、記憶している給与総支給額より低く記録されている。給与振込額が記載された預金通帳の写し及び給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年9月1日から21年4月12日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されていることを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成16年9月1日から19年5月1日までについては、本件申立日（平成21年6月8日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年5月1日から21年4月12日までについて

は、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間における標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成19年5月1日から21年4月12日までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年5月から20年8月までは24万円、同年9月から21年3月までは19万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書の写しによると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円、19年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年5月から同年8月までは38万円、同年9月から20年8月までは34万円、同年9月から21年3月までは38万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成16年9月1日から19年5月1日までの標準報酬月額について、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。前述の給与明細書の写しから確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回るものと認められるものの、前述の給与明細書の写しから確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致すると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月31日は30万円、同年12月27日は29万2,000円、19年12月26日及び20年7月31日は30万円、同年12月21日は29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月31日
② 平成18年12月27日
③ 平成19年12月26日
④ 平成20年7月31日
⑤ 平成20年12月21日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。今回、事業主を代理人として申立てを行うので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、年金事務所がA社から提出を受けた賃金台帳の写しにより確認できる、賞与総支給額及び保険料控除額から、平成18年7月31日は30万円、同年12月27日は29万2,000円、19年12月26日及び20年7月31日は30万円、同年12月21日は29万3,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月30日に、事業主から申立人の全ての申立期間に係る賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、A社は、「申立人について、全ての申立期間に係る賞与から厚生年金保険料は控除したが、当該事実の発生日より2年以内には当該届出を行っておらず、申立人の申立てに係る厚生年金保険料は納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該賞与総支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月31日は34万円、同年12月27日は33万1,000円、19年12月26日及び20年7月31日は34万円、同年12月21日は33万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月31日
② 平成18年12月27日
③ 平成19年12月26日
④ 平成20年7月31日
⑤ 平成20年12月21日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。今回、事業主を代理人として申立てを行うので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、年金事務所がA社から提出を受けた賃金台帳の写しにより確認できる、賞与総支給額及び保険料控除額から、平成18年7月31日は34万円、同年12月27日は33万1,000円、19年12月26日及び20年7月31日は34万円、同年12月21日は33万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月30日に、事業主から申立人の全ての申立期間に係る賞与支払届が提出されたことが確認できることから、A社は、「申立人について、全ての申立期間に係る賞与から厚生年金保険料は控除したが、当該事実の発生日より2年以内には当該届出を行っておらず、申立人の申立てに係る厚生年金保険料は納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該賞与総支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月31日は22万円、同年12月27日は21万4,000円、19年12月26日及び20年7月31日は23万円、同年12月21日は22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月31日
② 平成18年12月27日
③ 平成19年12月26日
④ 平成20年7月31日
⑤ 平成20年12月21日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。今回、事業主を代理人として申立てを行うので、全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、年金事務所がA社から提出を受けた賃金台帳の写しにより確認できる、賞与総支給額及び保険料控除額から、平成18年7月31日は22万円、同年12月27日は21万4,000円、19年12月26日及び20年7月31日は23万円、同年12月21日は22万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月30日に、事業主から申立人の全ての申立期間に係る賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、A社は、「申立人について、全ての申立期間に係る賞与から厚生年金保険料は控除したが、当該事実の発生日より2年以内には当該届出を行っておらず、申立人の申立てに係る厚生年金保険料は納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該賞与総支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から54年3月まで

申立期間は、夫の自営業の事務の手伝いをしており、当該自営業に係る毎月の支払いの前後に、私と夫の国民年金保険料と一緒に銀行で納付していたと思う。

それにもかかわらず、申立期間は国民年金保険料が未納とされており、申立期間後の昭和54年4月から保険料の納付を開始したことになっているのが納付できない。申立期間当時の経済状況も良好で保険料を納付できないということは無く、夫と私の納付書と一緒に送付されていたにもかかわらず、夫の分だけを納付したとされていることにも納付できない。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B町（現在は、B市）において、昭和47年12月に国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿によれば、備考欄に「48 12/24 厚生年金加入により喪失届出」と記載されており、その後、国民年金の再加入手続が行われた記録は見当たらないことから、申立期間については国民年金の未加入期間とされていたものと推認できる上、48年12月以降、当該記号番号での国民年金保険料の納付が無いことが確認できる。

また、昭和54年6月にA県C市において、申立人に対し、前述とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、当該払出時点においては、申立期間のうち50年4月から52年3月までは、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間に申立人の国民年金保険料の納付書が送付されることはなかったものと推認でき、申立期間について、申立人とその夫の保険

料を毎月一緒に納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から60年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。申立期間は、自営業を営んでいた期間であり、国民年金保険料は来店したA市の集金人を通じて毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月にA市において職権により払い出されていることが確認でき、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市の集金人を通じて納付したと主張しているところ、申立期間は申立人の国民年金手帳記号番号の払出し前の期間であることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を集金人が集金することは考え難い。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料の月額1万3,300円は、申立期間の保険料月額5,830円（昭和58年7月から59年3月までの期間）又は6,220円（昭和59年4月から60年3月までの期間）とは大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 1 日から平成 6 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が給与総支給額と相違していることに気付いた。私の記憶では、給与総支給額は昭和 62 年 8 月頃からは 24 万円又は 25 万円、平成元年 7 月頃からは 30 万円、3 年 10 月頃から退職するまでは 32 万円だった。

申立期間の標準報酬月額の記録を給与総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、同被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

また、申立期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録の管理がオンラインによる管理に移行した昭和 63 年 10 月以降の標準報酬月額については、オンライン記録が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、B厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳に記録されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、申立事業所には当時の資料等は残っておらず、当時の事業主は、「厚生年金保険に係る届出や給与からの厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び

厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 9 日から 46 年 7 月 31 日まで
② 昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 12 月 3 日から 49 年 4 月 28 日まで

A社に勤務していた申立期間③については、厚生年金保険の脱退手当金を受け取った記憶はあるが、B社及びC社に勤務していた申立期間①及び②については、脱退手当金を受け取った記憶は無い。これら3つの事業所に勤務していた期間を通算した脱退手当金を受給したとする年金事務所の記録は誤っているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間③については、厚生年金保険の脱退手当金を受給した記憶はあるが、B社及びC社に勤務していた申立期間①及び②については、脱退手当金を受給した記憶は無いと申し立てているものの、脱退手当金を受給するためには厚生年金保険の被保険者期間が2年以上必要であるところ、申立人のA会に係る厚生年金保険の被保険者期間は4か月であり、当該期間のみでは脱退手当金の受給要件を満たしていない。

また、脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名、押印及び裁定請求当時の住所が記載されている上、同請求書の職歴欄に「B社」、「C社」及び「A社」の記載が確認できる。

さらに、脱退手当金計算書に記載された申立期間に係る脱退手当金の支給対象期間、被保険者月数及び支給額は、オンライン記録と一致する上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、B社及びC社に勤務していた申立期間①及び②について受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月4日から41年5月2日まで
(A社)
② 昭和41年5月2日から同年8月26日まで
(B社)
③ 昭和41年9月1日から43年1月20日まで
(C社)
④ 昭和43年5月1日から同年8月11日まで
(D社)
⑤ 昭和44年9月1日から45年3月12日まで
(E社)
⑥ 昭和46年8月20日から53年11月1日まで
(F社)
⑦ 昭和53年11月9日から59年3月21日まで
(G社)

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、全ての申立期間における標準報酬月額の記録が、実際に支給された給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。残業や休日出勤等の手当が含まれない金額で記録されているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、全ての申立期間において支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことも分かったので、当該賞与額に係る記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社及びB社の後継事業所であるH社は、「当時の賃金台帳や厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保管していな

い。」と回答している上、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立事業所における自身の標準報酬月額記録は間違いない旨供述していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間③、④及び⑦については、適用事業所名簿によれば、申立期間③に係るC社は平成15年7月1日に、申立期間④に係るD社は昭和63年1月10日に、申立期間⑦に係るG社は59年5月5日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の各事業主は所在不明であり、各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間③、④及び⑦において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間③、④及び⑦における給与支給額や厚生年金保険料の控除額について具体的な供述が得られないことから、申立人の申立期間③、④及び⑦における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

3 申立期間⑤については、E社は、「当時の賃金台帳や厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保管していない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間⑤において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、E社における自身の標準報酬月額の記録は間違いない旨供述しており、同僚の一人は、「給与明細書と厚生年金保険の被保険者記録を入念に照合したところ、標準報酬月額の記録に間違いは無かった。」と供述していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

4 申立期間⑥については、F社は、「当時の賃金台帳や厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保管していない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間⑥において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間⑥における給与支給額や厚生年金保険料の控除額について具体的な供述が得られないことから、申立人の申立期間⑥における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

5 全ての申立期間の標準報酬月額について、各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオン

ライン記録は一致している上、オンライン記録によれば、申立人の全ての申立期間に係る標準報酬月額に遡って訂正が行われた形跡はうかがえない。

また、前述の被保険者名簿及び被保険者原票により、全ての申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚について、各申立期間当時の標準報酬月額の推移を調査したところ、申立人のみが著しく低い標準報酬月額である状況は確認できない。

さらに、申立人が、全ての申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 6 申立人は、全ての申立期間について支給された賞与に係る標準賞与額について申し立てているが、申立人は、全ての申立期間に係る賞与明細書等の資料は所持しておらず、申立期間①及び②に係るA社及びB社の後継事業所であるH社、申立期間⑤に係るE社及び申立期間⑥に係るF社に照会しても、「当時の賃金台帳や厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保管していない。」と回答している上、適用事業所名簿によれば、申立期間③に係るC社、申立期間④に係るD社及び申立期間⑦に係るG社は、それぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の各事業主は所在不明であることから、申立人の全ての申立期間における賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の各事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を各事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

また、総報酬制が導入され、厚生年金保険法の制度上、支給された賞与に厚生年金保険料が賦課され、標準賞与額として記録されることとなったのは平成15年4月1日からである。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 7 日から 50 年 8 月 11 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間のうち昭和 50 年頃は、給与額から財形貯蓄額の 6 万円を控除されても残額が約 16 万円残っていたことを記憶している。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の賃金台帳及び社会保険関係の届出書等を保存していない。」と回答している上、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に遡って訂正が行われた形跡はうかがえない。

さらに、前述の被保険者原票により、申立期間と同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚女性について申立期間当時の標準報酬月額の推移を調査したところ、申立人のみが著しく低い標準報酬月額である状況は確認できない上、A社が提出した申立人に係る人事記録に記録されている給与額は、申立人の標準報酬月額の記録とほぼ同額で推移していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 29 日から 47 年 1 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) で働いていた昭和 42 年 3 月 29 日から 47 年 1 月 1 日までの期間が、脱退手当金を支給されたことになっている。
脱退手当金のことも知らなかったし、受け取ってもいないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金支給報告書に記載されている支給対象期間、支給額及び支給日は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱 C」の表示が記されているとともに、脱退手当金の額は、記載された標準報酬月額を基に計算され、当該支給額に計算上の誤りは無いことから、一連の事務処理に不自然さは認められない。

また、申立事業所は、「退職者には、資料(標題は、「退職者のための社会保険のしるべ」)を配布し、脱退手当金について説明を行い、また、受け取る不利益についても説明を行っていた。」と供述しており、事業主が退職者に対して脱退手当金について周知していた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月から 42 年 7 月頃まで
② 昭和 44 年 10 月から 45 年 9 月頃まで

申立期間①については、昭和 41 年 8 月頃、A社が建設していたB銀行及びC病院の建設現場（D市）でE担当として約1年間勤務した。

申立期間②については、昭和 44 年 10 月頃、F事業所が経営する店舗のG担当として約1年間勤務した。

勤務先の上司や同僚の名前を記憶しており、両事業所で勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社H支店では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同社の他の現場においてE職として勤務していたとする複数の同僚は、「昭和 41 年 4 月頃、A社に採用されたが、厚生年金保険に加入したのは 42 年 2 月であった。」、「私のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は3か月間であるが、約2年勤務したと思う。」と供述している上、当時の同社I支店で総務に在籍したとする者は、「申立人に係る記憶は無い。現場採用の従業員は、臨時社員であった。現場の所長がA社の支店に申請して承認をもらい、所長の権限で採用していた。給与形

態も正規社員とは異なっており、現場採用の従業員は労務賃金、原価制で、同社各支店の給与台帳には記載されず、現場の経費から支払われていた。社会保険にはほとんど加入させていなかった。」と供述していることから判断すると、当時、A社では、現場採用の従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情とともに、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人は、F事業所に勤務した旨主張しているところ、F事業所の後継事業所であるJ社の回答及び同事業所に係る法人登記簿の記録は、申立人の勤務内容等に係る具体的な供述と符合しないことが確認できる一方、法人登記簿における住所地が申立人の主張する事業所の所在地と符合するK社が確認でき、同事業所の事業主が同事業所を登記する前は、F事業所と称していた旨回答していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、K社の前身であったF事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿によれば、F事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、K社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和46年11月1日であり、申立期間②については適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、F事業所の事業主は、申立期間においてL社の事業主を兼ねていた旨回答しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3844 (事案 381 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 6 月 1 日まで

A社にB担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、認められなかった。

今回、新たに、当時の同僚二人の名前、事業主の妻が経理を担当していたこと等を思い出したので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人が同社に勤務していたことを推認することができる一方、i) 当該被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、ii) 申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できないこと、iii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、申立人の同僚からも申立期間において申立人が厚生年金保険料を控除されていたことについての供述が得られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の同僚二人の名前及び事業主の妻が経理を担当していたこと等を思い出したので、再度調査してほしい旨を申し立てているが、前回及び今回の申立てにおいて申立人が名前を挙げた同僚を含め、A社に係る健康

保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、今回、聴取できた同僚二人からは、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、前述の同僚二人は、私の場合、入社して数か月経過してから厚生年金保険に加入した記録になっている旨供述していることから判断すると、A社では、当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 6 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和 54 年 7 月 1 日にA社はB社と社名変更したが、勤務地等に変更は無く、申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

さらに、適用事業所名簿等によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、商業登記簿により名前が確認できる当時の取締役等に照会したところ、「申立人に係る記憶は無い。A社は既に廃業しており、労働者名簿等の資料は残っていない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人に係る記憶は無い。当時、A社のC部門は経営譲渡され、D地区の従業員は、B社に転籍となったが、厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。

加えて、申立人は、A社はB社と社名変更したと申し立てしているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 22 人のうち、10 人については、A社に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、53年12月31日又は54年1月1日に被保険者資格を喪失しており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

その上、供述を得られた同僚6人のうち2人は、それぞれ、「私の場合、A社に入社してから数か月後に厚生年金保険に加入したことになる。」、「私の場合、A社に入社してから数か月後に厚生年金保険に加入したことになるのは、当時、試用期間があったためだと思う。」と供述している。

このほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同時期に入社したとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、A社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、前述の同僚6人のうち4人は、「A社のD地区の事業所が独立してB社となったので、昭和54年頃に同地区で勤務していた従業員は、A社ではなく、B社に籍を置くことになった。」、別の一人は、「申立人が昭和54年初め頃に入社した記憶はあるが、申立人が入社した当時はA社ではなく、B社であった。」と供述していることなどから判断すると、申立期間当時、申立事業所はA社ではなく、B社であった可能性がうかがえるところ、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録は、申立期間のうち、昭和54年1月6日から同年3月31日までの期間については確認できないものの、同年4月1日から56年3月20日までの期間については確認できることから、申立人が当該期間において、B社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、商業登記簿により、B社の設立は昭和54年2月5日であることは確認できるものの、適用事業所名簿等によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年7月1日であることから、申立期間当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、前述の適用事業所名簿等によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「当時の関係資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、同社の親会社であったD社からB社に出向していた同僚は、「申立期間におけるB社の従業員に係る厚生年金保険料の控除については分からない。親会社のD社がB社の従業員に係る賃金台帳等の資料を保管することは無かったと記憶している。」と供述している。

さらに、前述の同僚6人のうち4人は、「当時、A社のD地区の事業所が独立してB社に組織が変更された時期であるが、厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料は保管していない。」、残りの二人は、それぞれ、「給与明細書は保管していないため、保険料控除が確認できる資料等はない。」、「当時、B社が設立されて、同社が改めて試用期間を設けたことによるものか、又は厚生年金保険の加入手続上の関係によるものだと思うので、申立期間について、同社に係る被保険者記録が無いことについて納得している。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで

A社に確認したところ、同社に勤務していた昭和 43 年 5 月から給与の支払いを受けており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年 11 月 1 日から被保険者として厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が保管する人事記録及び商業登記簿の記録から、申立期間において、当該事業所に取締役として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 45 年 5 月 1 日と記録されており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社が保管する、昭和 45 年 7 月 30 日付けの社会保険事務所（当時）の収受印が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主が同年 5 月 1 日を申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日として届け出ていることが確認でき、前述の被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、A社は、「厚生年金保険被保険者の資格取得届を提出していない者の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 1 日から平成 4 年 4 月 1 日まで
② 平成 11 年 11 月 1 日から 13 年 7 月 19 日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の標準報酬月額の記録が、実際の報酬月額と相違している。

申立期間①については、海外に出向しており、海外手当が加算され、年金事務所が記録する標準報酬月額の記録よりも高い報酬月額が支給されていた。

また、申立期間②については、報酬月額が下がった記憶は無いにもかかわらず、申立期間②直前の標準報酬月額より低い標準報酬月額で記録されている。

申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が保管するB税務署の文書收受の印が押された昭和 62 年及び 63 年分の「確認書」には、A社が支給した給与、賞与及びその合計額が記載され、平成 2 年及び 3 年分の「確認書」には給与、賞与、海外手当、家族手当及びその合計額が記載されており、これらの合計額から算出した報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれの年もオンライン記録の標準報酬月額より高い額であることが確認できる。

しかしながら、申立期間①当時の厚生年金保険における賞与の取扱いについては、年に 4 回以上支給されている場合に、標準報酬月額の算定の対象となる報酬に含まれるとされていたところ、申立人及び同僚の供述などから判断すると、A社においては、当時、賞与は、年に 2 回支給されていたことが

確認できることから、前述の「確認書」に記載されている賞与は標準報酬月額額の算定の対象となる報酬には含まれないことを踏まえると、前述の「確認書」から算出した報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれの年もオンライン記録の標準報酬月額と同額か低い額である。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によりA社C支店に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人が、当時は58歳に到達すると給与が減額されていた旨供述しているところ、申立期間②当時において、オンライン記録によりA社C支店において、申立人を含む5人の被保険者が58歳に到達しており、このうち申立人を含む3人が58歳に到達した4か月から5か月後に標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

なお、標準報酬月額が減額されていない二人のうち、一人は、事業主であり、他の一人は58歳に到達した5か月後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

- 3 A社及び同社C支店は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、いずれも「関連資料等は残っておらず、厚生年金保険に係る届出や給与からの厚生年金保険料の控除については不明。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、両申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 30 日から 45 年 6 月 1 日まで
昭和 41 年 10 月 1 日から 48 年 12 月 2 日まで継続してA社に勤務していたが、このうち、44 年 11 月 30 日から 45 年 6 月 1 日までの期間は厚生年金保険に加入していない期間とされている。この期間は、同社B支店においてC事業所の支配人代理をしていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社D支店に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和 42 年 10 月 21 日に資格取得し、48 年 12 月 2 日に離職した記録となっているところ、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間又は申立人と同時期に被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は支配人代理であり、具体的な期間は不明であるが、A社B支店が管理している店舗の応援に行っていた。」と供述していることから判断すると、申立期間において、申立人がA社B支店において勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録が確認できる同社D支店に係る前述の被保険者名簿においても、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

また、申立期間とほぼ重複する期間にC事業所において支配人をしていたと供述している同僚は、「私自身についても、A社B支店が管理している、C事業所以外の事業所においてE担当をしていた時期の厚生年金保険の被保険者記録は確認できるが、C事業所においてE担当をしていた時期の被保険者記録

は確認できない。」と供述しているところ、前述のA社B支店に係る被保険者原票によると、当該同僚について、C事業所以外の事業所における被保険者記録は確認できるが、C事業所に勤務していたとする期間の被保険者記録は確認できない。

さらに、前述のA社B支店に係る被保険者原票において、被保険者記録が確認できる同僚の一人についても、C事業所以外の店舗における被保険者記録は確認できるが、C事業所に勤務していたと思われる期間についての被保険者記録は確認できない上、この同僚がC事業所において一緒に勤務していたとする同僚二人についても同社B支店において被保険者記録が確認できないことから判断すると、同社B支店では、管理している複数の店舗のうち、C事業所に勤務していた者については、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、A社D支店及び同社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3849（事案 1752 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 8 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 27 年 11 月 26 日から 28 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者期間について社会保険事務所（当時）に確認したところ、両申立期間について被保険者記録が無いとの回答を得た。当時を知る人は他界している上、事業所も既に無く資料も無いが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回の再申立てについては、新たな資料は無いが、私の夫の旧友から、私の夫が「A」という名称の会社にも一時期勤務していたことがあるという話を聞いたので、同氏から話を聞いた上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録に係る再調査をしてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) B社の複数の同僚が実際の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致していない旨供述していることから判断すると、申立期間①当時、同事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること、ii) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）のB社に係る申立人の記録は、オンライン記録と一致すること、申立期間②に係る申立てについては、i) B社に係る被保険者名簿において、複数の同僚が申立人と同様に被保険者資格を

喪失後、再度取得していることが確認できることなどから判断すると、申立期間②当時、同事業所では、従業員について必ずしも全ての勤務期間について厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること、ii) B社に係る被保険者名簿及び被保険者台帳の申立人の記録はオンライン記録と一致することなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 2 月 3 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、「私の夫の旧友から、私の夫が『A』という名称の会社にも一時期勤務していたことがあるという話を聞いたので、同氏から話を聞いた上、両申立期間について、再調査してほしい。」として、再申立てを行っているところ、申立人の旧友とする者に聴取した結果、「申立人から『A』という会社に勤務していたことがあるという話を聞いたことがあるが、勤務していた時期は分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態が確認できない上、A社に係る被保険者名簿において、昭和 25 年 8 月 1 日から 28 年 8 月 3 日までに資格取得した全ての厚生年金保険被保険者について確認したが、申立人の名前は見当たらず、健康保険の番号には欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社は平成 10 年 3 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。